

平成28年11月後期定例会 議事録

・開催日時	平成28年11月24日（木曜日）12時58分～14時18分
・開催場所	人事委員会室
・出席者	（委員）大西委員長 松尾委員 江口委員 （事務局）社頭事務局長 岸川副事務局長 中野人事主幹 岩本係長 藤田係長 牛島係長 西川主査

○議事事項

1 平成28年11月前期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について

11月定例会議事に提案された5件の条例（案）について、内容を検討した結果、佐賀県議会議長から地方公務員法第5条第2項の規定に基づき意見を求められた場合には、異議がない旨回答することを決定した。

【説明】

I 乙第61号議案 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（案）

1 改正の理由

平成28年10月11日付け佐賀県人事委員会勧告に鑑み、佐賀県職員の給与改定等を行うため。

2 改正の内容

(1) 佐賀県職員給与条例の一部改正

	改正の内容	概要	該当条項
ア	医師の初任給調整手当の上限額の改定 医療職給料表（一）適用職員 月額 413,300 円⇒413,800 円	勧告 どおり	条例第1条による改正後の第7条の3
イ	医師の給料表の改定	勧告 どおり	条例第1条により改正後の別表第4
ウ	平成28年の勤勉手当の支給割合の改定 6月期の勤勉手当の支給割合 再任用職員以外 80/100 上記のうち特定幹部職員 100/100 再任用職員 37.5/100 上記のうち特定幹部職員 47.5/100 12月期の勤勉手当の支給割合の改定 再任用職員以外 80/100⇒90/100 上記のうち特定幹部職員 100/100⇒110/100	勧告 どおり	条例第2条による改正後の第17条の4及び附則第12項

	再任用職員 37.5/100⇒42.5/100 上記のうち特定幹部職員 47.5/100⇒52.5/100		
エ	平成 28 年公民較差による給料表の改定	勧告 どおり	条例第 2 条による改正後の別表第 1～第 4
オ	獣医師の初任給調整手当の支給期間の改定 支給期間を 10 年から 15 年に延ばす。	報告に 沿った 内容	条例第 3 条による改定後の第 7 条の 3
カ	扶養手当額の改定 ・配偶者に係る手当額を 6,500 円まで減額 ・子に係る手当額を 10,000 円に引上げ ・部長級職員は子以外の扶養手当を不支給 ・副部長級職員は子以外の扶養手当を 3,500 円 ・平成 32 年 4 月 1 日まで段階的に実施	勧告 どおり	条例第 3 条による改正後の第 8 条、第 9 条及び附則第 4 条
キ	平成 29 年 6 月期以降の勤勉手当の支給割合の改定 6 月期の勤勉手当の支給割合の改定 再任用職員以外 80/100⇒85/100 上記のうち特定幹部職員 100/100⇒105/100 再任用職員 37.5/100⇒40/100 上記のうち特定幹部職員 47.5/100⇒50/100 12 月期の勤勉手当の支給割合の改定 再任用職員以外 90/100⇒85/100 上記のうち特定幹部職員 110/100⇒105/100 再任用職員 42.5/100⇒40/100 上記のうち特定幹部職員 52.5/100⇒50/100	勧告 どおり	条例第 3 条による改正後の第 17 条の 4
ク	平成 26 年の「総合的見直し」時の経過措置額の改定 経過措置額の算定基礎額を、給料表の改定に伴い引下げ	勧告 どおり	条例第 8 条による改正後の附則第 7 条
ケ	平成 28 年 12 月による期末手当の特例措置 12 月に支給する期末手当は、4 月～11 月に支給された給与の減額改定相当分を減じて支給	勧告 どおり	附則第 3 条

(2) 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

	改正の内容	摘要	該当条項
コ	平成 28 年公民較差による給料表の改定	勧告 どおり	条例第 4 条による改正後の第 7 条
サ	平成 28 年の期末手当の支給割合の改定 6 月期の期末手当の支給割合 157.5/100 12 月期の期末手当の支給割合の改定 157.5/100⇒167.5/100	勧告 どおり	条例第 4 条による改定後の第 8 条
シ	平成 29 年 6 月期以降の期末手当の支給割合の改定 6 月期 157.5/100⇒162.5/100 12 月期 167.5/100⇒162.5/100	勧告 どおり	条例第 5 条による改正後の第 8 条

(3) 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正

	改正の内容	概要	該当条項
ス	平成 28 年公民較差による給料表の改定	勧告 どおり	条例第 6 条による改正後の 第 5 条
セ	平成 28 年の期末手当の支給割合の改定 6 月期の期末手当の支給割合 157.5/100 12 月期の期末手当の支給割合の改定 157.5/100⇒167.5/100	勧告 どおり	条例第 6 条による改定後の 第 6 条
ソ	平成 29 年 6 月期以降の期末手当の支給割合の改定 6 月期 157.5/100⇒162.5/100 12 月期 167.5/100⇒162.5/100	勧告 どおり	条例第 7 条による改正後の 第 6 条

3 施行期日等

(1) 施行期日

- ・ 1 の表中 ア・イ 公布の日
- ・ 同ウ・エ・ク・ケ・コ・サ・ス・セ 平成 28 年 12 月 1 日
- ・ 同オ・カ・キ・シ・ソ 平成 29 年 4 月 1 日

(2) 適用日

- ・ 1 の表中 ア・イ 平成 28 年 4 月 1 日

4 検討結果

本件条例の内容は、平成 28 年 10 月 11 日付け佐賀県人事委員会勧告を踏まえたものとなっており、異議ないものと認められる。

II 乙第 63 号議案 佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

1 改正の理由

雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の改正により失業等給付の給付内容等が変更されたことに伴い、失業者の退職手当について定めた国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）の一部が改正されたため、佐賀県職員についても、これに準じて措置する必要があるため。

2 改正の内容

- (1) 65 歳以降に新たに雇用される者を、失業者の退職手当の適用の対象とする。
- (2) 失業者の退職手当について、求職活動に伴う費用を、「求職活動支援費」として新たに給付の対象とする。

3 施行期日

平成 29 年 1 月 1 日

4 検討結果

本条例の内容は、雇用保険法の改正に伴い、65 歳以降に新たに雇用される者を失業者の退職手当の対象とするとともに、給付内容を改めるものである。また、その改正内容は、国家公務員退職手当法の改正内容に準ずるものである。

以上のことから、異議ないものと認められる。

Ⅲ 乙第 64 号議案 佐賀県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（案）

1 改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）の改正に準じて、職員の育児休業等の対象となる子の範囲を拡大する必要があるため。

2 改正の内容

- (1) 育児休業等の対象となる子の範囲について、法律上の子（実子及び養子）に加えて、次に掲げる「法律上の親子関係に準ずる関係にある子」を含めることとした。
 - ア 特別養子縁組を成立させるために職員が監護している子
 - イ 養子縁組里親に委託されている子
 - ウ 実親等の拒否により、養子縁組を希望する里親に（養子縁組が前提でない）養育里親への委託という形で委託されている子
- (2) 関係する 2 条例について上記(1)と同様の改正を行うこととした。

3 施行期日

平成 29 年 1 月 1 日（一部の規定については、平成 29 年 4 月 1 日から施行）

4 検討結果

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）や国家公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律 109 号）等の改正により、育児休業等の対象となる子の範囲について、法律上の子に加えて「法律上の親子関係に準ずる関係にある子」を含めることとされた。

今回の条例改正（案）については、上記にあげた民間及び人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に応じた地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）の改正に準じた内容となっている。（※施行日についても民間及び国家公務員に係る改正法の施行日並びに地方公務員の育児休業等に関する法律の施行日と同じ。）

多様な家族形態に対応するために育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するものであり、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするためのものであると考える。以上のことから条例（案）の内容は適当であり、異議はないものとする。

Ⅳ 乙第 65 号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）

1 改正の理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）の改正に準じて、介護休暇の分割取得を可能とし、及び介護のための所定労働時間短縮措置を新設することで、職員が仕事と介護を両立できる環境を整備するため。

2 改正の内容

条例（案）の概要は、下記のとおりである。

- (1) 育児に係る勤務時間及び休暇等に関し、対象となる子について、育児休業と同様に「法律上の親子関係に準ずる関係の子」まで範囲を拡大することとした。
- (2) 介護休暇について、取得可能期間を 3 分割して取得できることとした。
- (3) 介護のための所定労働時間短縮措置（介護部分休暇）を新設し、連続する 3 年間において 1 日につき 2 時間の範囲内で無給休暇を取得できることとした。

3 施行期日

平成 29 年 1 月 1 日（一部の規定については、平成 29 年 4 月 1 日から施行）

4 検討結果

上記 2 (1) については、多様な家族形態に対応するため、勤務時間及び休暇等の対象となる子の範囲を拡大するものである。佐賀県職員の育児休業等に関する条例（案）においても、育児休業等の対象となる子の範囲について、法律上の子（実子及び養子）に加え、「法律上の親子関係に準ずる関係の子」まで範囲を拡大する改正が行われる予定であり、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするという当該改正趣旨を鑑みれば、他の両立支援制度である育児に係る勤務時間及び休暇等についても、同様に対象となる子の範囲を拡大することが妥当と考える。

上記 2 (2) 及び(3) について、民間労働法制においては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）の改正により、介護休業の分割取得（3 回まで、計 93 日）、所定外労働の免除制度の創設等が行われ、国家公務員においては、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成 6 年法律第 33 号）等の改正により、介護休暇の分割取得（3 回まで）、介護時間（連続する 3 年の期間内、1 日につき 2 時間の範囲内で無給休暇を取得可能）の新設が行われている。今回の条例改正内容である介護休暇の分割取得（3 回まで）、介護部分休暇（連続する 3 年の期間内、1 日につき 2 時間の範囲内で無給休暇を取得可能）の新設は、民間労働法制や国家公務員の勤務条件の改正に即した内容となっている。

また、少子高齢化社会及び核家族化が進む社会のなか、介護を必要とする親等を抱える職員の増加が考えられるが、介護においては介護の要因や介護を必要とする時期等は個人差があり、様々なニーズがあることに鑑み、そのニーズに柔軟に対応できる勤務形態の仕組みとすることは、職員の介護離職を防止し、職業生活と家庭生活の両立を実現するための必要な措置であるものとする。

以上のことから、条例（案）の内容は適当であり、異議はないものとする。

V 乙第 68 号議案 佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（案）

1 改正の理由

平成 28 年 10 月 11 日付け佐賀県人事委員会勧告に鑑み、佐賀県公立学校職員の給与改定等を行うため。

2 改正の内容

(1) 佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正

	改正の内容	摘要	該当条項
ア	平成 28 年の勤勉手当の支給割合の改定 6 月期の勤勉手当の支給割合 再任用職員以外 80/100 上記のうち特定幹部職員 100/100 再任用職員 37.5/100 上記のうち特定幹部職員 47.5/100 12 月期の勤勉手当の支給割合の改定 再任用職員以外 80/100⇒90/100 上記のうち特定幹部職員 100/100⇒110/100 再任用職員 37.5/100⇒42.50/100 上記のうち特定幹部職員 47.5/100⇒52.5/100	勧告 どおり	条例第 1 条による改正後の 第 21 条及び附則第 20 項
イ	平成 28 年公民較差による給料表の改定	勧告 どおり	条例第 1 条による改正後の 別表第 1～第 4
ウ	平成 29 年 6 月期以降の勤勉手当の支給割合	勧告	条例第 2 条による改正後の

	の改定 6月期の勤勉手当の支給割合の改定 再任用職員以外 80/100⇒85/100 上記のうち特定幹部職員 100/100⇒105/100 再任用職員 37.5/100⇒40/100 上記のうち特定幹部職員 47.5/100⇒50/100 12月期の勤勉手当の支給割合の改定 再任用職員以外 90/100⇒85/100 上記のうち特定幹部職員 110/100⇒105/100 再任用職員 42.5/100⇒40/100 上記のうち特定幹部職員 52.5/100⇒50/100	どおり	第21条
エ	扶養手当額の改定 ・配偶者に係る手当額を6,500円まで減額 ・子に係る手当額を10,000円に引上げ ・部長級職員は子以外の扶養手当を不支給 ・副部長級職員は子以外の扶養手当を3,500円 ・平成28年4月1日まで段階的に実施	勧告 どおり	条例第2条による改正後の 第10条、第11条及び附則 第3条
オ	平成26年の「総合的見直し」時の経過措置額の 改定 経過措置額の算定基礎額を、給料表の改定に 伴い引下げ	勧告 どおり	条例第3条による改正後の 附則第5条
カ	平成28年12月による期末手当の特例措置 12月に支給する期末手当は、4月～11月に支 給された給与の減額改定相当分を減じて支給	勧告 どおり	附則第2条

3 施行期日

- ・1の表中 ア・イ・オ・カ 平成28年12月1日
- ・同 ウ・エ 平成29年4月1日

4 検討結果

本件条例の内容は、平成28年10月11日付け佐賀県人事委員会勧告を踏まえたものとなっており、異議ないものと認められる。

3 平成28年度佐賀県職員採用試験〔U・Iターン型民間企業等職務経験者〕の最終合格者の決定について

佐賀県職員の任用に関する規則第11条第1項の規定により、佐賀県職員採用試験〔U・Iターン型民間企業等職務経験者〕の最終合格者（採用候補者名簿への登載者）について、原案のとおり決定した。

【説明】

最終合格者数

- ・民間企業等職務経験者（行政） 17名
- ・JICAボランティア等経験者（行政） 1名
- ・地域おこし協力隊経験者（行政） 1名

4 平成28年給与勧告及び給与条例改正に基づく人事委員会規則等の制定及び一部改正について

【説明】

I 平成26年改正県職員給与条例附則第7条又は平成26年改正学校職員給与条例附則第5条の規定による給料に関する規則の一部改正について

改正内容について事務局が説明し、原案のとおり決定した。

1 改正の理由

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（案）及び佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（案）（以下「改正給与条例」という。）が11月定例県議会に提案される予定であるが、これらが原案どおり可決された場合には、平成27年4月1日の給料表切替えに伴う給料の経過措置の算定基礎額が改定されることに伴い、人事委員会規則で定める当該経過措置の基礎額についても所要の改正を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 平成27年4月1日の給料表切替えに伴う給料の経過措置額の支給を受けている職員で、特別の事情により通例と異なる取扱いをする以下のもの（人事委員会規則で規定）のうち、改正給与条例の施行日において減額改定対象職員である者については、現行の経過措置基礎額に100分の99.935を乗じて得た額を改正後の経過措置基礎額とする。

（人事委員会規則により経過措置基礎額が規定される職員）

① 平成27年4月1日（以下「切替日」から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、以下に該当する者（第3条）

- ・切替日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動した職員
- ・切替日以降に降格した職員
- ・切替日前の休職等期間を切替日以降に復職時調整された職員
- ・切替日以降に育児短時間勤務を始めた職員
- ・切替日以降に再任用職員で異動した職員
- ・切替日以降に人事委員会の承認を得て号給を決定された職員

②切替日以降に人事交流等により新たに給料表の適用を受けることとなった職員（第4条）

(2) 施行期日 平成28年12月1日施行

II 平成28年12月に支給する期末手当の特例措置の関する規則の制定について

制定内容について事務局が説明し、原案のとおり決定した。

1 改正の理由

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（案）（以下「改正県職員給与条例」という。）及び佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（案）（以下「改正学校職員条例」という。）が11月定例県議会に提出される予定であるが、これらが原案どおり可決された場合には、平成28年12月に支給する期末手当において、平成28年4月から改正給与条例の施行日（平成28年12月1日）の前月までの期間に係る公民較差相当分を解消させるための特例措置について定める必要がある。

るため。(改正県職員条例附則第3条及び改正学校職員給与条例附則第2条の人事委員会規則任意事項について規定)

2 改正の内容

- (1) 平成28年4月2日から同年12月1日までに新たに職員となった者で、減額調整を行う給料等の月額算定の基準となる日を減額改定対象職員となった日としない職員を規定(第1条第1項関係)
- (2) 平成28年4月2日から基準日(同年12月1日)までに新たに職員となった日が2以上ある職員の、第1号の調整額の算定の基準となる日について規定(第1条第2項関係)
- (3) 平成28年4月1日から基準日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、「人事委員会規則で定める期間」がある職員については、当該期間を調整の対象としないが、その「人事委員会規則で定める期間」の規定及び調整の対象としない「人事委員会規則で定める月数」について規定(第2条関係)
- (4) 平成28年6月に支給された期末手当について、平成28年6月1日に減額対象職員であった者で、任用の事情を考慮して減額調整の対象をしない職員を規定(第3条関係)
- (5) 調整額(第1号の額と第2号の額の合計額)を求める際の端数処理について規定(第4条関係)
- (6) 平成23年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規定(平成23年佐賀県人事委員会規定第34号)の廃止(附則第2項関係)
- (7) 施行期日 平成28年12月1日

Ⅲ 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

改正内容について事務局が説明し、原案のとおり決定した。

1 改正の理由

佐賀県職員給与条例等の一部改正及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正により、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する必要がある。

2 改正の内容

- (1) 勤勉手当の成績率の上限を改める。
- (2) 平成28年12月1日から施行。

■ 成績率の改正案

	現行 (H28.6)	改正案 (H28.12)
再任用職員以外の職員	160/100 以内	180/100 以内
特定幹部職員	200/100 以内	220/100 以内
再任用職員	75/100 以内	85/100 以内
特定幹部職員	95/100 以内	105/100 以内

Ⅳ 期末手当及び勤勉手当の運用について(通知)の一部改正について

改正内容について事務局が説明し、原案のとおり決定した。

1 改正の内容

各職員の勤勉手当の成績率を定めるにあたり、職員区分ごとの勤勉手当総額の範囲を、以下の表のとおり改正する。

職員の区分		現行	改正案
再任用以外	特定幹部以外の職員	80/100	90/100
	特定幹部職員 (副部長級以上)	100/100	110/100
再任用	特定幹部以外の職員	37.5/100	42.5/100
	特定幹部職員 (副部長級以上)	47.5/100	52.5/100

2 適用日 平成 28 年 12 月 1 日

V 勤勉手当の成績率の運用について（通知）の一部改正について

改正内容について事務局が説明し、成績率については、近日中に発出される人事院通知の改正内容を確認し、相違点があった場合には、人事院通知の内容に合わせて改正することとした。

1 改正の内容

懲戒処分を受けた場合の成績率の基準（12月に支給する場合）を改正する。

2 適用日 平成 28 年 12 月 1 日

VI 初任給調整手当に関する規則の一部改正について

改正内容について事務局が説明し、原案のとおり決定した。

1 改正の理由

佐賀県職員給与条例等の一部改正により、初任給調整手当に関する規則の一部を改正する必要があるため。

2 改正の内容

(1) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職（医師及び歯科医師）に支給される初任給調整手当の支給限度額の引上げに伴い、支給額の改定を行う。（公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。）

■ 初任給調整手当の支給月額限度額（500 円引上げ）

現行	改正後
413,300 円	413,800 円

(2) 研究職給料表及び医療職給料表（二）の適用を受ける職員の職で獣医学に関する専門的知識を必要とするものに支給される初任給調整手当の支給期間の上限が延長されたことに伴い、支給期間等の改定を行う。（平成 29 年 4 月 1 日から施行する。）

<p>■ 初任給調整手当の支給期間延長 (10年→15年)</p> <p>■ 初任給調整手当の据置き期間を設ける</p>		現行	改正後
	1年目	30,000	30,000
	2年目	27,000	30,000
	3年目	24,000	30,000
	4年目	21,000	30,000
	5年目	18,000	30,000
	6年目	15,000	30,000
	7年目	12,000	30,000
	8年目	9,000	30,000
	9年目	6,000	30,000
	10年目	3,000	30,000
	11年目		25,000
	12年目		20,000
	13年目		15,000
	14年目		10,000
15年目		5,000	

Ⅶ 初任給調整手当に関する規則第6条第3項の承認について

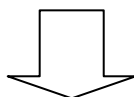
改正内容について事務局が説明し、原案のとおり決定した。

1 改正の内容

(1) 特に必要と認めて承認した職員に対して、規則第6条第3項の規定に基づき支給する初任給調整手当の月額及び支給期間を定める別表を、以下のとおり改正する。

<現行>

職員の区分 期間の区分	1項職員		
	1種 (56,100円)	2種 (53,400円)	3種 (48,300円)
35年以上 36年未満	50,600円	47,900円	42,800円
36 " 37 "	45,100	42,400	37,300
37 " 38 "	39,600	36,900	31,800
38 " 39 "	34,100	31,400	26,300
39 " 40 "	28,600	25,900	
40 " 41 "			



<改正案>

職員の区分 期間の区分	1項職員		
	1種 (56,600円)	2種 (53,800円)	3種 (48,500円)
35年以上 36年未満	51,100円	48,300円	43,000円
36 〃 37 〃	45,600	42,800	37,500
37 〃 38 〃	40,100	37,300	32,000
38 〃 39 〃	34,600	31,800	26,500
39 〃 40 〃	29,100	26,300	
40 〃 41 〃			

(2) 適用日 平成28年4月1日

Ⅷ 特地勤務手当等支給規則の一部改正について

改正内容について事務局が説明し、原案のとおり決定した。

1 改正の理由

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(案)が11月定例県議会に提案される予定だが、これが原案どおり可決された場合に、特地勤務手当等支給規則の一部を改正する必要があるため。

2 改正の内容

(1) 第3条第3項及び第4項の改正(特地勤務手当基礎額について)

平成28年4月1日から同年11月30日までの間に特地公署へ異動等となった職員

→平成28年の改正給与条例の規定により改正後の給料及び扶養手当の月額2分の1に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額2分の1に相当する額を合算した額とする。

(2) 第4条第3項及び第4項の改正(特地勤務手当に準ずる手当基礎額について)

平成28年4月1日から同年11月30日までの間に特地公署等へ異動等となった職員

→平成28年の改正給与条例の規定による改正後の給料及び扶養手当の月額の合計とする。

(3) 平成28年12月1日から施行

5 人事委員会事務局職員の人事評価の実施に係る知事への協議について

人事委員会事務局職員の人事評価の実施内容について、知事部局職員の取扱いに準じることとし、知事への協議文書の作成等について事務局に一任することを決定した。

○報告事項

1 教職員給与に関する要請書について

全国教育管理職員団体協議会から全国人事委員会連合会あてに提出された「人材確保法の趣旨の堅持と公立学校教職員モデル給料表作成に関わる要請書」について、全人連給与部会事務局である東京都人事委員会事務局が対応したことについて、事務局から報告した。

○その他

1 行事予定について